

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	熊本県美里町

美里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 美里町役場 経済課

所 在 地 : 熊本県下益城郡美里町馬場 1100

電 話 番 号 : 0964-46-2114

F A X 番 号 : 0964-46-3510

メールアドレス : keizai@misato.kumamoto.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）・ニホンジカ・ニホンザル・カラス類 ・アナグマ・アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県 美里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	4.31ha 4,508 千円
	果樹（栗、柿）	0.21ha 90 千円
	飼料作物（ソルゴー）	0.06ha 38 千円
	芋類（甘藷）	0.32ha 355 千円
	野菜（里芋）	0.75ha 2,175 千円
ニホンジカ	水稲	0.82ha 857 千円
	果樹（柿）	0.17ha 136 千円
	飼料作物（イタリアライグラス）	0.78ha 463 千円
	野菜（キュウリ）	0.12ha 751 千円
	豆類（小豆、大豆）	0.21ha 58 千円
	森林（スギ、ヒノキ）	30.0ha 3,000 千円 ※森林被害は推定値
ニホンザル	果樹（すもも）	0.15ha 387 千円
	野菜（スイカ）	0.05ha 303 千円
カラス類	野菜（カボチャ、大根）	0.33ha 41 千円
アナグマ	野菜（カボチャ）	0.1ha 394 千円
アライグマ	被害なし	被害なし

(

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、町内全域において発生しており、年間を通して水稻・果樹・飼料作物への被害が多発している。特に、水稻について7月から10月にかけての生育期に被害が著しく発生しており、被害区域も町内全域に広がっている。また、果樹の枝折り、田畑の畔の破壊など農作物以外での被害も続いているため、今後も引き続き対策が必要である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、スギ、ヒノキ等植栽木への被害が著しく、若芽の採食、角擦り等による剥皮被害が多発している。また、収穫期や成長期など時期により、水稻、野菜、果樹等への被害があり、被害作物も多岐にわたり、被害区域も町内全域に広がっている。生息数は平成10年代になって急増しており、現在も被害が続いているため今後も引き続き対策が必要である。

③ニホンザル

ニホンザルによる被害は、年間を通して発生しているが、特に秋から春にかけて、野菜への被害が多くなっている。被害区域は旧砥用地区に多く発生しており、なかでも涌井、豊富、甲佐平、遠野地区では、集落内に侵入して食害された事例があった。また、採取前のしいたけ等の食害も増えており、これらの被害は30～40頭の大きな群れを中心に移動しながら被害を及ぼし広がりを見せている。県モニタリング調査によると全体頭数は約100頭と推測される。これまでは、山林に近い果樹園・畑地等の被害が主だったが、近年は民家近くの野菜・果樹・干し柿等にも被害が拡大している。また、住宅内への侵入、住民に対するサルの威嚇行動など、人的被害も確認されている。

④カラス類

カラス類による被害は、夏から秋を中心に、野菜・果樹への被害が発生しており、被害区域は町内全域にわたり、住宅地の家庭菜園にまで被害の広がりを見せている。

⑤アナグマ

アナグマによる被害は春から秋にかけての被害が発生しており、野菜等への被害が集中していて、被害区域は町内全域に広がっており、生息頭数は増加傾向にある。

⑥アライグマ

アライグマによる被害は確認されていないが、隣の宇城市まで侵攻が確認されており、今後、本町への侵攻が進み農作物への被害が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	軽減率
イノシシ被害金額	7, 166千円	6, 091千円	15%
ニホンジカ被害金額	5, 265千円	4, 475千円	15%
ニホンザル被害金額	690千円	587千円	15%
カラス類被害金額	41千円	35千円	15%
アナグマ被害金額	394千円	335千円	15%
アライグマ被害金額	0千円	0千円	0%
計	13, 556千円	11, 523千円	

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	軽減率
イノシシ被害面積	5.7ha	4.8ha	15%
ニホンジカ被害面積	32.1ha	27.3ha	15%
ニホンザル被害面積	0.2ha	0.2ha	15%
カラス類被害面積	0.3ha	0.2ha	15%
アナグマ被害面積	0.1ha	0.1ha	15%
アライグマ被害面積	0ha	0ha	0%
計	38.4ha	32.6ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ等の捕獲を実施するため、有害鳥獣捕獲隊への助成や、狩猟免許取得者への取得費用の助成を行っている。また、貸出用の箱わなを購入し運用している。 ニホンジカとニホンザルについては、国・県と連携して行う緊急捕獲等対策事業により、捕獲の推進を図っている。 (捕獲奨励金の内容) ・イノシシ(成獣)：10,000 円(国+町費) ・イノシシ(幼獣)：10,000 円(国+町費) ・ニホンジカ：10,000 円(国+県+町費) ・ニホンザル：40,000 円(国+県+町費) ・アナグマ：2,000 円(国+町費) ・アライグマ：2,000 円(町費) また、被害の著しい地区において獣害に強い集落づくりとして、専門の講師を招聘して学習会等を行う。	近年は捕獲従事者の高齢化が進んでおり、従事者数の減少が懸念されている。 このため、捕獲の担い手の育成が課題である。また、里山に生息する有害獣の生息数・生息地の把握など、その有害獣の生態を理解することも重要である。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ等野生獣による農林産物への被害が発生した地域及び被害が発生するおそれのある地域において、農林産物への獣害を防止するために行う事業に対し、有害獣被害防止対策事業補助金により助成を行っている。また、森林組合等により造林地において、シカ森林被害防止対策事業により、シカ被害防止ネットの設置を行っている。 平成 23 年度から鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、箱わなの導入や被害が著しい地区に侵入防護柵の設置を行っている。	侵入防護柵一偏に頼った対策とならないよう、有害獣との緩衝帯となるべく耕作放棄地の整備(刈り払い等)が必要である。しかしながら農業者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地や農地の遊休化の解消は困難な状況にある。 また、鳥獣被害に対する取組みや認識に個人差がある。
生息環境管理その他の取組	広報紙を使い、えづけ防止となる被害防除の情報を提供している。 また、ひそみ場となりそうな雑木林や放任果樹の除去を行っている。	実際に対策をできているのか不明な点もあるため、研修会等の実施を検討する。

(5) 今後の取組方針

本町における被害防止対策は、前述の課題を踏まえ、被害発生の抑止及び効果的な捕獲を図ることを目標とする。

まず、被害発生の抑止については、これまで実施してきた有害獣被害防止対策事業（町単独事業による助成）の活用推進を図るとともに、耕作放棄地や周辺林地の刈り払い等による環境整備を推進する。また、国や県等の鳥獣被害防止総合対策交付金事業や森林環境保全整備事業、シカ森林被害防止対策事業等の補助事業を有効活用し、被害防護施設の普及を図る。

次ぎに効果的な捕獲を実施するため、被害発生を充分予察するとともに、有害獣の生態の熟知に努め、効率的な捕獲班の編成や周辺市町との連携を強化する。

（計画期間における計画）

- ①有害獣被害防止対策事業の補助要件を拡充する。
- ②集落への啓発活動（耕作放棄地や周辺林地の環境整備等）（獣害に強い集落づくりとして集落単位で学習会等）を実施する。
- ③捕獲の担い手の育成を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会美里支部に属する者によって構成された有害鳥獣捕獲隊により、捕獲を行う。あわせて、町職員で構成された鳥獣被害対策実施隊により、被害調査や効果的な追払いに努める。また、必要に応じて熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用にも努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行い、捕獲技術の強化を図る。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わな等の捕獲機材の導入推進。
6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行い、捕獲技術の強化を図る。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わな等の捕獲機材の導入推進。
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行い、捕獲技術の強化を図る。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わな等の捕獲機材の導入推進。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ イノシシについて、直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況は、〔捕獲実績：元年度＝583頭（うち幼獣25頭）、2年度＝813頭（うち幼獣152頭）、3年度＝571頭（うち幼獣101頭）〕と増加傾向にあり、より一層の捕獲圧をかける必要がある。令和4年度以降についても継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画を年900頭（うち幼獣200頭）とする。 ② ニホンジカ ニホンジカについて、直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況は、〔捕獲実績：元年度＝290頭、2年度＝560頭、3年度＝599頭〕生息数の大きな減少はないと推測され農産物、森林に多大な被害を及ぼしており被害金額も減少していないことから、今後も担い手の育成を行うとともに、熊本県が策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息密度を2頭/k㎡を指標に頭数調整捕獲を実施することとし、捕獲計画を年700頭とする。 ③ ニホンザル ニホンザルについて、〔捕獲実績：元年度＝5頭、2年度＝15頭、3年度＝5頭〕熊本県が定める野生ニホンザル対策方針に基づき、個体数を特定し、威銃や防護柵等の防除対策を前提とし、人とニホンザルの棲み分けを図る。人的被害が予想される場合には捕獲を行うものとし、捕獲計画を年20頭とする。 ④ カラス類 カラス類について、果樹への食害が多発しており、その都度捕獲を行ってきた。特に特産物である柿への被害が発生しており、今後も継続して捕獲を行っていく必要がある。過去の捕獲実績を鑑みて〔捕獲実績：24年度＝6羽、25年度＝13羽、26年度＝10羽、27年度＝10羽〕捕獲計画を年30羽とする。 ⑤ アナグマ アナグマについて、野菜・果樹への被害が発生していて、被害額が増加傾向にある。直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況〔捕獲実績：元年度＝22頭、2年度＝67頭、3年度＝47頭〕から被害報告や捕獲依頼等によっては捕獲を行うものとし、捕獲計画を年80頭とする。 ⑥ アライグマ 国が指定している特定外来種生物のアライグマについて、本町への侵攻は確認されていないが、近隣の宇城市では平成29年度に幼獣1頭が捕獲されている。捕獲実績はないが、農業被害が今後発生すると予想されることから捕獲計画を年5頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	９００	９００	９００
ニホンジカ	７００	７００	７００
ニホンザル	２０	２０	２０
カラス類	３０	３０	３０
アナグマ	８０	８０	８０
アライグマ	５	５	５

捕獲等の取組内容
町内全域において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、アライグマについては、銃器や箱わな等による捕獲。カラス類については、銃器による捕獲を行う。なかでも、例年被害が発生している地域や、過去に甚大な被害が発生している地域にあっては、予察捕獲の導入を行う。 なお、いかなる場合においても法を遵守し、事故発生の防止はもちろんのこと、住民の理解を得られるよう努めることとする。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美里町全域	ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ

４. 防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
イノシシ ニホンジカ	受益面積	30.00ha	受益面積	30.00ha	受益面積	30.00ha
	電気柵	5,000m	電気柵	5,000m	電気柵	5,000m
	ワイヤーメッシュ柵	5,000m	ワイヤーメッシュ柵	5,000m	ワイヤーメッシュ柵	5,000m
ニホンザル	防護柵等	300m	防護柵等	300m	防護柵等	300m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	新規整備の地区においては設置前に講習を行い、適切な設置を指導する。 既設の地区においては、侵入痕や破損箇所がないかの確認を適切に行うように指導する。	新規整備の地区においては設置前に講習を行い、適切な設置を指導する。 既設の地区においては、侵入痕や破損箇所がないかの確認を適切に行うように指導する。	新規整備の地区においては設置前に講習を行い、適切な設置を指導する。 既設の地区においては、侵入痕や破損箇所がないかの確認を適切に行うように指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。
6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。

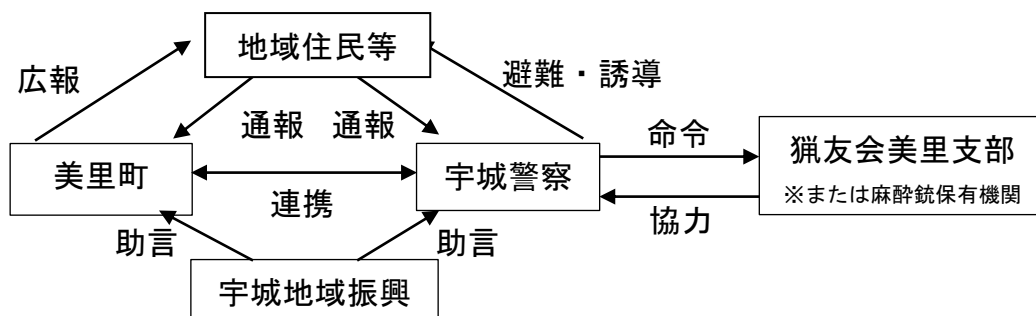
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美里町	情報収集、連絡調整、地域住民・学校等への周知、避難場所の確保
宇城警察署	住民の避難・誘導、駆除隊に対する命令等
熊本県中央広域本部宇城地域振興局	鳥獣に関する取扱い全般に対する助言、市町村界を越える場合の連絡調整
熊本県猟友会美里支部	対象鳥獣の駆除・捕獲・追い払い

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時は下記の体制により、関係機関で連携し迅速な対応を図る。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、現地に放置することなく回収し、埋設する場合は、環境に影響を与えないように適切な埋設処理を行う。

また、ジビエ肉やペットフードへの活用及びジビエ利活用と連携した捕獲活動体制の整備についても検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカについて食肉としての利活用を検討していくが1町での処理加工施設の設置については困難なため近隣市町村と情報共有をし、協議を進めていく。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美里町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
美里町林務観光課、経済課	事務局、協議会に関する連絡・調整に関すること
美里町有害獣駆除隊	有害鳥獣の捕獲等に関すること
熊本県猟友会美里支部	鳥獣に捕獲や狩猟免許等に関すること
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣の捕獲管理等に関すること
熊本宇城農業協同組合	営農指導や情報提供に関すること
熊本県農業共済組合宇城支所	農産物被害調査等に関すること
緑川森林組合	営林指導や情報提供、森林被害調査等に関すること
美里町囑託会	地域の被害状況等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課 九州森林管理局熊本森林管理署	協議会への指導・助言、鳥獣及び被害防止に関する情報提供や各種補助事業に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美里町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成24年10月1日設置） ・実施隊員は、美里町職員20名のうち隊長1名、副隊長1名で構成する。 美里町鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。 ・有害鳥獣の被害状況確認及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害獣の生息調査及び生態調査等は、必要により外部の専門機関（県認定捕獲等事業者等）に委託して実施する。 捕獲従事者となる担い手の確保のために、補助事業等を活用する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に関して、美里町有害獣被害防止対策協議会と連携を密にするとともに、隣接市町とも連絡をとり合って、広域的な連携も視野に入れながら、被害

防止対策の充実と強化を図る。

また対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合を対処するために、猟友会や実施隊との連絡体制を整えて適切に対処できるよう連携を密にする。